

○ 介護給付費等負担金交付要綱(案)新旧対照表
 ※ 低所得者保険料軽減事業の追加により改正

現 行	改 正 案
<p>別 紙</p> <p>介護給付費負担金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 介護保険法(平成9年法律第1123号。以下「法」という。)第121条の規定に基づく国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険の国庫負担金に関する政令(平成10年政令第413号。以下「算定政令」という。)、補助金等に係る法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金の適正化に関する法律(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等</p> <p>交付規則 [厚生省 平成12年 令第6号 労働省] の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象事業)</p> <p>3 この負担金は、介護給付費負担事業(市町村が法の規定に基づいて行う介護給付及び予防給付に要する費用の支給事業)を交付の対象とする。</p>	<p>別 紙</p> <p>介護給付費等負担金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第121条の規定に基づく国庫負担金及び129条第2項の規定に基づく第1号保険料に係る低所得者に対する軽減負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号。以下「算定政令」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等</p> <p>交付規則 [厚生省 平成12年 令第6号 労働省] の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象事業)</p> <p>3 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 介護給付費負担事業(介護給付費負担金) 法の規定に基づき、市町村が行う介護給付及び予防給付に要する費用の支給事業 (2) 低所得者保険料軽減事業(低所得者保険料軽減負担金) 法の規定に基づき、市町村が行う低所得者の第1号介護保険料</p>

の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰入れ事業

4 (略)

(交付の条件)

- 5 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1-1(3)の(1)の事業)及び別紙様式第1-1(3)の(2)の事業)による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(申請手続)

- 6 この負担金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
ア 市町村は、別紙様式第2の申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第5により関係書類を添えて、毎年度4月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外の場合
市町村は、別紙様式第2の申請書に関係書類を添えて、毎年度4月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

4 (略)

(交付の条件)

- 5 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1-1(3)の(1)の事業)及び別紙様式第2-1(3)の(2)の事業)による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

(申請手続)

- 6 この負担金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
ア 市町村は、別紙様式第1-2(3)の(1)の事業)及び別紙様式第2-2(3)の(2)の事業)の申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第1-5(3)の(1)の事業)及び別紙様式第2-5(3)の(2)の事業)により関係書類を添えて、3の(1)の事業)については毎年度4月15日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外の場合
市町村は、別紙様式第1-2(3)の(1)の事業)及び別紙様式第2-2(3)の(2)の事業)の申請書に関係書類を添えて、3の(1)の事業)については毎年度4月15日までに、3の(2)の事業)については毎年度5月15日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この負担金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村は、別紙様式第3の申請書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第5により関係書類を添えて、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

市町村は、別紙様式第3の申請書に係る書類を添えて、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的な期間)

8 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を行う都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣へ提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

9 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を行う都道府県知事は、この負担金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、市町村に對し、別紙様式第6又は別紙様式第7により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

10 (略)

(変更申請手続)

7 この負担金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村は、別紙様式第1-3(3)の(1)の事業)及び別紙様式第2-3(3)の(2)の事業)の申請書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第1-5(3)の(1)の事業)及び別紙様式第2-5(3)の(2)の事業)により関係書類を添えて、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

市町村は、別紙様式第1-3(3)の(1)の事業)及び別紙様式第2-3(3)の(2)の事業)の申請書に係る書類を添えて、毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的な期間)

8 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を行う都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣へ提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として3の(1)の事業)については2月以内に、3の(2)の事業)については1月以内に、交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

9 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を行う都道府県知事は、この負担金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、市町村に對し、3の(1)の事業)については別紙様式第1-6又は別紙様式第1-7により、3の(2)の事業)については別紙様式第2-6又は別紙様式第2-7により、速やかに交付決定の通知を行うものとする。

10 (略)

(実績報告)

1 1 この負担金の事業の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村は、当該年度の事業が完了したとき又は5の(2)により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上別紙様式第5により関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

市町村は、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(負担金の額の確定の通知)

1 2 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を行う都道府県知事は、この負担金について厚生労働大臣の交付額の確定があつたときは、市町村に対し別紙様式第8により、速やかに確定の通知を行うものとする。

1 3 ~ 1 4 (略)

【様式】 (略)

(実績報告)

1 1 この負担金の事業の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村は、当該年度の事業が完了したとき又は5の(2)により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、別紙様式第1-4(3の(1)の事業)及び別紙様式第2-4(3の(2)の事業)による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上別紙様式第1-5(3の(1)の事業)及び別紙様式第2-5(3の(2)の事業)により関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

市町村は、別紙様式第1-4(3の(1)の事業)及び別紙様式第2-4(3の(2)の事業)による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(負担金の額の確定の通知)

1 2 適正化法第26条第2項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務の一部を行う都道府県知事は、この負担金について厚生労働大臣の交付額の確定があつたときは、市町村に対し別紙様式第1-8(3の(1)の事業)及び別紙様式第2-8(3の(2)の事業)により、速やかに確定の通知を行うものとする。

1 3 ~ 1 4 (略)

【様式】 (略)

平成 年度介護給付費負担金調書

平成 年度厚生労働省所管

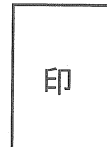
国		地 方		公 共		団 体		備 考
歳出 予算科目	交付決定の額 円	入		出		うち国庫 負担金額 円	うち国庫 負担金額 円	
		歳 目	予算現額 円	収入済額 円	科目			

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長



平成 年度介護給付費負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫負担金申請額	金	円
〔 内訳 施設等分 金 円 〕	金	円
	その他分 金	円

2 添付書類

- (1) 負担金所要額調(別紙)
- (2) 平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

保 険 者 名				
都道府県コード	市区町村コード	C・D		

別紙

平成 年度介護給付費負担金所要額調

(項)介護保険制度運営推進費
(目)介護給付費等負担金

(市町村名)					
	支出予定額 A	収入見込額 B	国庫負担基本額 (事業に要する経費) C(A-B)	国庫負担所要額 (負担金の額) D	備考
施設等分	円	円	円	円	
その他分					
合計					

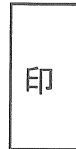
注1 「施設等分」とは算定政令第1条第1項第2号及び第4号に掲げる費用の額のことといい、「その他分」とは、算定政令第1条第1項第1号及び第3号に掲げる費用の額のことをいう。
 注2 B欄には、交付要綱の4にいう収入見込額を記入すること。
 注3 D欄の施設等分には、C欄の施設等分の額に100分の15を乗じて得た額を記入し、D欄のその他分の額には、C欄のその他分の額に100分の20を乗じて得た額を記入すること。
 (施設等分及びその他分の欄に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)

保 険 者 名	
都道府県コード	市区町村コード
	C+D

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長
広域連合代表
組合長



平成 年度介護給付費負担金の変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記負担金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円
 〔 内訳 負担金既交付決定額 金 円 〕
 変更後負担金所要額 金 円 〕

		既交付決定額(A)	変更後所要額(B)	今回追加交付(一部取消)申請額(B)-(A)
介護給付費負担金		円	円	円
内 訳	施設等分			
	その他分			

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

保険者名					
都道府県コード	市区町村コード	C-D			

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長
広域連合代表
組合長



平成 年度介護給付費負担金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記負担金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 平成 年度介護給付費負担金精算書(様式1)
- 2 平成 年度損害賠償金等の状況(様式2)
- 3 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本

(内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)

保 険 者 名				
都道府県コード	市区町村コード	C・D		

平成 年度介護給付費負担金精算書

(項)介護保険制度運営推進費
(目)介護給付費等負担金

	支出済額 A	収入額 B	国庫負担金 基本額 C(A-B)	国庫負担金 所要額 D	国庫負担金 交付決定額 E	国庫負担金 受入済額 F	国庫負担金 受入未済額 G	国庫負担金過不足額 (F-D)		備 考
								超過額 H	不足額 I	
施設等分	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
その他分										
合 計										

注1 「施設等分」とは算定政令第1条第1項第2号及び第4号に掲げる費用の額のことといい、「その他分」とは、算定政令第1条第1項第1号及び第3号に掲げる費用の額のことをいう。

注2 B欄の額は、様式2のF欄の額と一致するものであること。

注3 D欄の施設等分には、C欄の施設等分の額に100分の15を乗じて得た額を記入し、D欄のその他分には、C欄のその他分の額に100分の20を乗じて得た額を記入すること。
(施設等分及びその他分の欄に「円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)
また、F欄からH欄については合計欄のみを記入すること。

保険者名	
都道府県コード	市区町村コード
	C・D

平成 年度損害賠償金等の状況

(市町村名)							
	損害賠償金 A	徴収金 B	返還金及び加算金 C	延滞金 D	その他 E	収入額合計 F(A+B+C+D+E)	備考
施設等分	円	円	円	円	円	円	
その他分							
合 計							

注 各欄には、交付要綱の4にいう収入額を記入すること。

保 険 者 名	
都道府県コード	市区町村コード
	C・D

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

(標 題)

管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。

記入上の注意

1 標題は、次のとおり記入する。

- (1) 当初申請のときは、「平成 年度介護給付費負担金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (2) 変更交付申請のときは、「平成 年度介護給付費負担金変更交付申請書の提出について」と記入すること。
- (3) 事業実績報告のときは、「平成 年度介護給付費負担金の事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)及び損害賠償金等の状況市町村別内訳(様式3)を添付すること。

平成 年度介護給付費負担金所要額調書市町村別内訳(総括表)

(項)介護保険制度運営推進費
(目)介護給付費等負担金

市町村名	支出席定額			収入見込額			国庫負担基本額 (事業に要する経費) C(A-B)			国庫負担所要額 (負担金の額) D			備考
	A	B	円	B	円	C(A-B)	円	D	円				
	施設等分												
	その他分												
	計												
	施設等分												
	その他分												
	計												
	施設等分												
	その他分												
	計												
	施設等分												
	その他分												
	計												
	施設等分												
	その他分												
	計												
	施設等分												
	その他分												
	計												
	施設等分												
	その他分												
	計												
	施設等分												
	その他分												
	計												
合計	施設等分												
	その他分												
	計												

(都道府県名:)

注1 「施設等分」とは算定政令第1条第1項第2号及び第4号に掲げる費用の額のことをいい、「その他分」とは、算定政令第1条第1項第1号及び第3号に掲げる費用の額のことをいう。
 注2 B欄には、交付要綱の4にいう収入見込額を記入すること。
 注3 D欄の施設等分には、C欄の施設等分の額に100分の15を乗じて得た額、D欄のその他分には、C欄のその他分の額に100分の20を乗じて得た額を記入し、計の欄にはその合計を記入すること。
 (施設等分及びその他分の欄に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)

平成 年度損害賠償金等の状況(市町村別内訳)(総括表)

市町村名	(都道府県名: _____)						
	損害賠償金 A	徴収金 B	返還金及び加算金 C	延滞金 D	その他 E	収入額合計 F(A+B+C+D+E)	備考
	円	円	円	円	円	円	
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							
施設等分							
その他分							
計							

注1 各欄には、交付要綱の4にいう収入額を記入すること。

注2 「施設等分」とは算定政令第1条第1項第2号及び第4号に掲げる費用の額のことといい、「その他分」とは、算定政令第1条第1項第1号及び第3号に掲げる費用の額のことという。

平成 年度介護給付費負担金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第121条に基づく平成 年度介護給付費負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)

{ 第6条第1項の規定により
第6条第3項の規定により、修正のうえ }

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成15年3月28日厚生労働省発老第0328005号厚生労働事務次官通知の別紙「介護給付費等負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3の(1)に定める事業であり、その内容は

{ 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり
次のとおり }

である。

2 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円		
(内訳)	施設等分	金	円	その他分 金 円)
負担金の額	金	円		
(内訳)	施設等分	金	円	その他分 金 円)

3 負担金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 この負担金は交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。

5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度介護給付費負担金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度介護給付費負担金については、平成 年 月 日第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成15年3月28日厚生労働省発老第0328005号厚生労働事務次官通知の別紙「介護給付費等負担金交付要綱」の3の(1)に定める事業であり、その内容は

{ 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり }
{ 次のとおり } である。

2 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円		円
(内訳 施設等分	金	円	その他分	金 円)
内今回増加(減少)額	金			円
(内訳 施設等分	金	円	その他分	金 円)
負担金の額	金			円
(内訳 施設等分	金	円	その他分	金 円)
内今回追加交付(一部取消)額	金			円
(内訳 施設等分	金	円	その他分	金 円)

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度介護給付費負担金交付額確定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度介護給付費負担金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

(別表)

平成 年度介護給付費負担金交付額確定内訳書

市 町 村 名

区 分	確 定 額	追 加 交 付 額	返 還 を 要 す る 額
介護給付費負担金	円	円	円
内 設 施 等 分			
内 其 他 分			

平成 年度低所得者保険料軽減負担金調書

平成 年度厚生労働省所管

国		地方			公共			団体			備考
		入			出			体			
歳出 予算科目	交付決定の額 円	負担率	歳			歳			うち国庫 負担相当額 円	うち国庫 負担相当額 円	備考
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	支出済額 円			

(地方公共団体名)

1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。

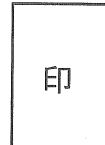
2 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。

3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長
広域連合代表
組 合 長



平成 年度低所得者保険料軽減負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫負担金申請額

交付申請金額(繰入金額×1/2)	金	円
繰入金額	金	円

2 添付書類

- (1) 負担金所要額調(別紙)
- (2) 平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

保 険 者 名					
都道府県コード	市区町村コード			C・D	

平成 年度低所得者保険料軽減負担金所要額調

(項)介護保険制度運営推進費
(目)介護給付費等負担金

所得段階	軽減前保険料 A 円	軽減後保険料 B 円	軽減単価 C=A-B 円	軽減対象(見込)者数 D 人	軽減額合計 E=C×D 円	国庫負担基本額 (繰入金額) F=E 円	国庫負担所要額 G=E×1/2 円	備 考
新第1段階								
合 計								

(市 町 村 名)

注1 A欄には、各市町村における標準割合を保険料基準額に乗じた額(条例で定めた端数処理後の額)を記入すること。
 注2 B欄には、各市町村における標準割合から10分の0.5を超過しない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た割合を保険料基準額(条例で定めた端数処理後の額)に乗じた額を記入すること。
 注3 D欄には、前年度の財政調整交付金の確定ベースとした所得段階別被保険者数の新第1段階の被保険者数を記入すること。
 注4 E欄には、C欄の数値にD欄の数値を乗じた数値を記入すること。
 注5 G欄には、E欄に国庫補助割合1/2を乗じた数値を記入すること。
 注6 G欄に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

保 険 者 名	
都道府県コード	市区町村コード
	C・D

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長
広域連合代表
組合長



平成 年度低所得者保険料軽減負担金の変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記負担金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円
 { 内訳 負担金既交付決定額 金 円 }
 変更後負担金所要額 金 円

	既交付決定額(A)	変更後所要額(B)	今回追加交付（一部取消）申請額 (B)－(A)
低所得者保険料 軽減負担金	円	円	円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1)負担金所要額調(変更後)(別紙)
 (2)平成 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

保 険 者 名					
都道府県コード	市区町村コード	C・D			

別紙

平成 年度庶所得者保険料軽減負担金所要額調(変更後)

(項)介護保険制度運営推進費
(目)介護給付費負担金

所得段階	軽減前保険料 A 円	軽減後保険料 B 円	軽減率 C=A-B 円	軽減対象(見込)者数 D 人	軽減額合計 E=C×D 円	国庫負担基本額 (繰入金額) F=E 円	国庫負担所要額 (変更後) G=E×1/2 円	既交付決定額 H 円	(市町村名) 今回追加交付 (一部取消)申請額 I=G-H 円	備考
新第1段階										
合計										

注1 本欄には、各市町村における標準割合を保険料基準額に集じた額(条所で定めた端数処理後の額)を記入すること。
 注2 本欄には、各市町村における標準割合から10分の0.5を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を減じて得た割合を保険料基準額(条所で定めた端数処理後の額)に集じた額を記入すること。
 注3 本欄には、当該年度の市区町議会議員の確定(定数)を基礎とし、所得段階別保険料軽減率の算出に用いること。
 注4 本欄には、この欄に標準割合の算出に用いた数値を記入すること。
 注5 本欄には、この欄に標準割合の算出に用いた数値を記入すること。
 注6 本欄に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	C・D

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長
広域連合代表
組合長



平成 年度低所得者保険料軽減負担金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記負担金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 平成 年度低所得者保険料軽減負担金精算書(別紙)
- 2 平成 年度歳入歳出決算(見込)書抄本

(内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)

保 険 者 名					
都道府県コード	市区町村コード			C・D	

平成 年度低所得者保険料軽減負担金精算書

(項)介護保険制度運営推進費
(目)介護給付費等負担金

所得段階	軽減前保険料 A	軽減後保険料 B	軽減率 C=A-B	軽減対象(見込)者数 D	軽減額合計 E=C×D	国庫負担基本額 (繰入金額) F=E	国庫負担所要額 G=E×1/2	国庫負担金 交付決定額 H	国庫負担金 受入済額 I	国庫負担金 受入未済額 J	町村名: 国庫負担金過不足額 (I-G)			備考
											超過額 K	不足額 L	円	
新第1段階	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計														

注1 A欄には、各市町村における標準割合を保険料基準額に乗じた額(条例で定めた端数処理後の額)を記入すること。
 注2 B欄には、各市町村における標準割合から10分の0.5を繰下し、各市町村において市町村が定める割合を減じて得た割合を保険料基準額(条例で定めた端数処理後の額)に乗じた額を記入すること。
 注3 D欄には、当該年度の財政調整交付金の確定ベースとした所得段階別被保険者数の新第1段階の被保険者数を記入すること。
 注4 E欄には、C欄の数値にD欄の数値を乗じた数値を記入すること。
 注5 G欄には、E欄に国庫補助割合1/2を乗じた数値を記入すること。
 注6 G欄に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

保険者名	
都道府県コード	市区町村コード
	C・D

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

(標 題)

管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。

記入上の注意

1 標題は、次のとおり記入する。

- (1) 当初申請のときは、「平成 年度低所得者保険料軽減負担金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (2) 変更交付申請のときは、「平成 年度低所得者保険料軽減負担金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書(変更後)市町村別内訳(様式2)を添付すること。
- (3) 事業実績報告のときは、「平成 年度低所得者保険料軽減負担金の事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式3)を添付すること。

平成 年度低所得者保険料軽減負担金所要額調書(変更後)市町村別内訳(総括表)

(項)介護保険制度運営推進費
(目)介護給付費等負担金

道府県名:)

市町村名	軽減前保険料 A 円	軽減後保険料 B 円	軽減単価 C=A-B 円	軽減対象(見込)者数 D 人	軽減額合計 E=C×D 円	国庫負担基本額 (繰入金額) F=E 円	国庫負担所要額 (変更後) G=E×1/2 円	既交付決定額 H 円	今回追加交付 (一部取消)申請額 I=G-H 円	備考
合計										

注1 A欄には、各市町村における標準割合を保険料基準額に乗じた額(条例で定めた端数処理後の額)を記入すること。

注2 B欄には、各市町村における標準割合から10分の0.5を超えない範囲内において市町村が定める割合を適用して得た割合を保険料基準額(条例で定めた端数処理後の額)に乗じた額を記入すること。

注3 D欄には、当該年度の財政調整交付金の確定ベースとした所轄段階別被保険者数の新第1段階の被保険者数を記入すること。

注4 E欄には、C欄の数値にD欄の数値を乗じた数値を記入すること。

注5 G欄には、E欄に国庫補助割合1/2を乗じた数値を記入すること。

注6 G欄に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

平成 年度低所得者保険料軽減負担金精算書市町村別内訳(総括表)

(項)介護保険制度運営推進費
(目)介護給付費等負担金

市町村名	軽減前保険料 A	軽減後保険料 B	軽減単価 C=A-B	軽減対象(見込)者数 D	軽減額合計 E=C×D	国庫負担基本額 (繰入金額) F=E	国庫負担所要額 G=E×1/2	国庫負担金 交付決定額 H	国庫負担金 受入済額 I	国庫負担金 受入未済額 J	国庫負担金過不足額 (I-G)		備考
											超過額(K)	不足額(L)	
合計													

(都道府県名)

注1 A欄には、各市町村における標準額を基礎額に算出した額(各例で定めた端数処理後の額)を記入すること。
 注2 B欄には、各市町村における標準額を基礎額に算出した額(各例で定めた端数処理後の額)を記入すること。
 注3 D欄には、当該年度の財政調整交付金(減額)を算出した額(各例で定めた端数処理後の額)を記入すること。
 注4 E欄には、C欄の数値にD欄の数値を乗じた数値を記入すること。
 注5 G欄には、E欄に国庫負担割合1/2を乗じた数値を記入すること。
 注6 G欄に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

平成 年度低所得者保険料軽減負担金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第124条の2第1項に基づく平成 年度低所得者保険料軽減負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)

{ 第6条第1項の規定により
第6条第3項の規定により、修正のうえ }

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成15年3月28日厚生労働省発老第0328005号厚生労働事務次官通知の別紙「介護給付費等負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3の(2)に定める事業であり、その内容は

{ 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり
次のとおり }

である。

2 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費 金 円
負担金の額 金 円

3 負担金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 この負担金は交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。

5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

番 号

平成 年度低所得者保険料軽減負担金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度低所得者保険料軽減負担金については、平成 年 月 日第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成15年3月28日厚生労働省発老第0328005号厚生労働事務次官通知の別紙「介護給付費等負担金交付要綱」の3の(2)に定める事業であり、その内容は

{ 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり }
{ 次のとおり } である。

2 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加(減少)額	金	円
負担金の額	金	円
内今回追加交付(一部取消)額	金	円

3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

平成 年度低所得者保険料軽減負担金交付額確定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度低所得者保険料軽減負担金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

(別表)

平成 年度低所得者保険料軽減負担金交付額確定内訳書

市 町 村 名

区 分	確 定 額	追 加 交 付 額	返 還 を 要 す る 額
低所得者保険料 軽減負担金	円	円	円